

国立学校設置法の一部を改正する法律新案旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改
正
案

(名称及び位置)

第三条 国立大学（第三条の三に定めるものを除く。）の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

国立大学の名称	位置
（略）	
東京大学	
東京医科歯科大学	
東京外国语大学	
東京学芸大学	

現
行

(名称及び位置)

第三条 国立大学（第三条の三に定めるものを除く。）の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

国立大学の名称	位置
（略）	
東京大学	
東京医科歯科大学	
東京外国语大学	
東京学芸大学	

福井大学	(略)	一橋大学	電気通信大学	お茶の水女子大学	東京海洋大学	東京工業大学	東京芸術大学	東京農工大学
福井県							東京都	

福井大学	(略)	一橋大学	電気通信大学	お茶の水女子大学	東京水産大学	東京商船大学	東京工業大学	東京芸術大学	東京農工大学
福井県							東京都		

島根大学	(略)	奈良女子大学	奈良教育大学	神戸大学	兵庫教育大学	(略)	山梨大学	山梨県
島根県		奈良県		兵庫県			山梨県	

島根大学	(略)	奈良女子大学	奈良教育大学	神戸商船大学	神戸大学	兵庫教育大学	(略)	山梨大学	福井医科大学	福井県
島根県		奈良県		兵庫県				山梨県		

佐賀大学	九州工業大学	九州大学	福岡教育大学	高知大学	愛媛大学	香川大学	(略)	岡山大学	
佐賀県		福岡県		高知県	愛媛県	香川県		岡山県	

九州大学	福岡教育大学	高知医科大学	高知大学	愛媛大学	香川医科大学	香川大学	(略)	岡山大学	島根医科大学
		高知県		愛媛県		香川県		岡山県	島根県

(略)	鹿屋体育大学	鹿児島大学	宮崎大学	大分大学	熊本大学	長崎大学
	鹿児島県		宮崎県	大分県	熊本県	長崎県

宮崎医科大学	宮崎大学	大分医科大学	大分大学	熊本大学	長崎大学	佐賀医科大学	佐賀大学	九州工業大学	九州芸術工科大学	
宮崎県		大分県		熊本県	長崎県		佐賀県			福岡県

2～3（略）

（国立短期大学の名称及び位置）

第三条の五 国立短期大学の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

高岡短期大学	筑波技術短期大学	国立短期大学の名称	位置
富山県	茨城県		

2～3（略）

（国立短期大学の名称及び位置等）

第三条の五 国立短期大学（国立大学に併設されるものを除く。）の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

高岡短期大学	鹿屋体育大学	鹿児島大学	
富山県	鹿児島県		

(削除)

2 国立大学に併設される国立短期大学の名称及び位置並びにその国立短期大学を併設する国立大学の名称は、次の表に掲げるとおりとする。

国立短期大学の名称		位置		上欄の国立短期大学を併設する国立大学の名称	
熊本大学医療技術短期大学部	京都大学医療技術短期大学部	東北大学医療技術短期大学部	北海道大学医療技術短期大学部	北海道大学	北海道大学
熊本県	京都県	宮城県	北海道	東北大学	東北大学